

(案)

使 審 答 申 第 1 号

平成 28 年 11 月 日

水戸市長 高橋 靖 様

水戸市使用料等審議会

会 長

水戸市使用料等の額の算定及び改定について(答申)

平成 28 年 8 月 24 日付け財政諮問第 1 号で諮問のあった水戸市使用料等の額の算定及び改定について、下記のとおり答申いたします。

記

1 使用料及び手数料の状況と検討の対象

市は、公共施設の利用や役務の提供などの市民サービスの対価として、様々な使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）を受益者から徴収しており、これらの平成 27 年度決算は、公営企業会計を除き、使用料は約 20 億 9,400 万円、手数料は約 11 億 8,600 万円、合計で約 32 億 8,000 万円と多額になっています。

使用料等は、市民サービスを将来にわたり安定的に提供するうえで貴重な財源であり、その徴収に当たっては、受益者負担の適正化を図る観点から、サービスの内容やコストとのバランス、サービスを利用する受益者と利用しない者の負担の公平性などを考慮しつつ、定期的に額の見直しを行う必要があります。

このような考え方のもと、本年度においては、平成 27 年度に検討した下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料を除くすべての使用料等を対象として、見直しの検討を行いました。ただし、市営住宅家賃をはじめ、法令の規定等により市の裁量の余地がないものや、水道使用料やごみ処理手数料など他の附属機関で見直しを行うものなどについては、検討の対象外としました。

2 審議の経過

使用料等については、受益者の範囲や利用の必要性など受益の性質がそれぞれ異なることから、過去の審議会において、受益者負担の適正化を検討する際の目安として、サービスごとに受益者負担率の基準を定めています。

審議に当たっては、検討対象とした使用料等のうち 41 件について、担当課より提出された調書に基づき、決算状況や過去の改定の経緯、施設運営や事務処理に要するコストの状況、平成 27 年度決算により算定した受益者負担率、他市の料金などの確認を行いました。

そして、これらの使用料等のうち、実際の受益者負担率が基準と乖離しているものなど 19 件については、担当課へのヒアリングを実施し、より詳細な調査を行うとともに、ヒアリングの結果を踏まえ、受益者負担の適正化に向けて見直しの検討を行いました。

以上の審議を踏まえ、次の各項目を実施されるよう提言いたします。

3 受益者負担の適正化に向けた提言

(1) 基本方針について

ア コストの削減

使用料等の受益者負担を求める前提として、施設運営や事務処理コストの徹底した削減に取り組むこと。

特に、公共施設の管理運営については、持続可能な行財政運営の確立に向けて、指定管理者制度の導入など民間活力の活用を一層推進するとともに、施設の老朽化の状況や今後の人口減少を見据え、統廃合や長寿命化など施設の将来的な方向性について、市の方針を速やかに決定すること。

イ 利用の拡大

使用料等の改定に優先して、戦略的な広報宣伝活動の実施や、市民ニーズを踏まえた行政サービスの改善に継続的に取り組むことにより、利用率の向上に努め、使用料等の収入増を図ること。

(2) 各使用料等について

ア 新たに徴収するもの

(ア) 建築制限等解除承認申請手数料

事務処理コストや他市の徴収状況などを考慮し、2,000 円の手数料を徴収すること。

イ 改定するもの

(ア) 自転車等駐車場使用料

指定管理者制度の導入等により経営改善に取り組んだ結果、使用料収入が施設の運営コストを上回っていることから、受益者負担の適正化に向けて、使用料の引き下げを検討すること。

検討に当たっては、子育て支援の観点から、学生の定期使用料について配慮すること。

(イ) 斎場使用料（式場等）

今後予定されている待合室の改修に伴い、使用料の引き上げを実施すること。改定に当たっては、民間施設や他市の状況等を十分調査すること。

(ウ) 印鑑登録証亡失再交付手数料

事務処理コストや他市の徴収状況などを考慮し、350 円から 500 円に手数料を引き上げること。

(エ) 建築確認等証明書交付手数料

都市計画法施行規則第 60 条の規定に基づく建築確認等証明書交付手数料について、事務処理コストや他市の徴収状況などを考慮し、350 円から 5,000 円に手数料を引き上げること。

ウ その他

(ア) 市民センター使用料

本市においては、小学校区ごとに市民センターを配置しており、その運営に多額のコストを要していることから、受益者負担の適正化に向けて、使用料のあり方について検討を行うこと。

検討に当たっては、使用料のあり方を審議する組織を設置するとともに、施設の利用実態のほか、市民の意向や他市の状況などを十分調査すること。

(イ) 植物公園入園料

効果的な広報宣伝活動の実施に加え、集客力の高いイベントを展開するなど、魅力ある施設運営に努め、入園者数の増加を図ること。

(ウ) ふるさと農場使用料

効果的な広報宣伝活動により、市内外からの利用者の確保に努めるなど、利用件数の増加を図ること。

(エ) 幼稚園保育料

定員充足率が年々低下していることから、認定子ども園への移行を含めた施設の適正配置について、速やかに方針を決定するとともに、市民ニーズに即した子育てサービスの充実を図ること。

また、保育料については、子ども子育て支援新制度への移行を踏まえ、私立幼稚園に準じて、所得に応じた料金体系の導入を検討すること。

(オ) 市場使用料

使用料収入が、施設の運営コストを上回る状況が続いていることから、中長期的な施設の整備計画を速やかに策定し、将来コストを適切に算定したうえで、使用料の見直しを検討すること。

(カ) 体育施設使用料

過去数回にわたる改定により使用料の額は適正であるものの、施設の管理運営に多額のコストを要していることから、さらなる経費の削減と利用率の向上に取り組み、運営の合理化に努めること。

(キ) 自転車保管手数料

放置自転車の撤去件数の減少に伴い、手数料収入が減少していることから、撤去業務の内容について見直しを図るなど、コストの削減に取り組むこと。